

議案第六号

中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
右の議案を提出します。

令和八年二月四日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十四号）
の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の六十七・五」に改める。

第五条第六項中「介護休暇又は育児部分休業」を「介護休暇、育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇」に、「介護休暇により」を「介護休暇、高齢者部分休業又は病気休暇により」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（説 明）

特別区人事委員会「職員の給与等に関する報告及び勧告」及び他団体等の状況を勘案し、中央区立幼稚園教育職員の給与を改定することに伴い、規則の一部を改正する必要があるため、この議案を

提出します。

新旧対照表（抄）

○ 中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十四号）

新	旧
<p>（支給割合）</p> <p>第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>一 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 百分の百十八・七五（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、百分の百三十六・二五）</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の五十八・七五（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の六十七・五）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（欠勤等日数）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（支給割合）</p> <p>第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>一 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 百分の百二十（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、百分の百三十七・五）</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の六十（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の六十八・七五）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（欠勤等日数）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2（略）</p> <p>2（略）</p>

新

6 第一項及び前二項の規定は、介護休暇、育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間を合計とした時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇、育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

7
(略)

附則

旧

6 第一項及び前二項の規定は、介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間を合計とした時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

7
(略)

新	この規則は、令和八年四月一日から施行する。
旧	